

船舶事故調査報告書

平成25年10月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年4月17日（水） 09時30分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市下津井瀬戸 倉敷市所在の下津井港一文字防波堤西灯台から真方位129°1,540m付近 （概位 北緯34°25.8′ 東経133°48.3′）
事故調査の経過	平成25年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ハナ号、2.4トン 271-35735岡山、個人所有 6.92m (Lr) × 2.34m × 1.22m、FRP ディーゼル機関、83.85kW、平成15年10月 B 漁船 ^{わかふじ} 若藤丸、1.9トン KA3-25048（漁船登録番号）、個人所有 7.78m (Lr) × 2.25m × 0.60m、FRP ディーゼル機関、88.26kW、昭和59年3月20日 第280-40601号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年3月13日 免許証交付日 平成24年6月27日 （平成30年3月12日まで有効） B 船長B 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月22日 免許証交付日 平成21年10月14日 （平成26年10月21日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 3人（同乗者A1、同乗者A2、同乗者A3） B なし
損傷	A 船尾に破口、スパンカーが折損 B 船首外板に擦過傷

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、平成25年4月17日08時40分ごろ下津井瀬戸に到着し、船長Aが操舵室外右舷後部の舵輪の前に立って見張りを行い、船首が北西方を向いた状態で漂泊して釣りを行っていたところ、船尾方300～400m付近にA船へ向けて接近するB船に気付いた。</p> <p>船長Aは、B船がA船を避けてくれるだろうと思い、前方を向いて釣りの様子を見ていたところ、左舷船尾にいた同乗者1人が、A船に接近するB船に気付き、大声を発して注意を喚起したが、09時30分ごろA船の船尾中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが直ちに事故の発生を118番通報し、B船と共に下津井港へ自力で入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、下津井港に水揚げのため、船長Bが、操縦台中央の舵輪の前に立って手動操舵により、約12ノットの対地速力で香川県坂出市櫃石島^{ひつし}東方沖を北進中、左舷前方500m付近にA船及び別の船（以下「C船」という。）に気付き、間もなく櫃石島北端を50m程度離して航行し、下津井港入口に向ける針路とした。</p> <p>船長Bは、下津井港入口に向けて航行しても、A船及びC船を左舷側で余裕を持って避けられると思い、下津井瀬戸を北西進中、C船を左舷側約50mに見て通過したところ、間もなくB船とA船が衝突した。</p> <p>同乗者A₁は、^{けい}頸椎捻挫、胸部打撲及び右肘部擦過傷を、同乗者A₂は、右肘打撲、右肩打撲及び右肋骨部打撲を、同乗者A₃は、頸部捻挫及び両膝部打撲をそれぞれ負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、左舷船首に揚網用のローラーを備えており、操縦台の前から前方を見れば、ローラーによって前方に手のひらの幅ほどの死角を生じるので、船長Bは、通常、航行中は体を左右に移動させ、死角を解消しながら、操船に当たっていたが、本事故当時、この操船を行っていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、下津井瀬戸で漂泊して釣り中、船長Aが、B船がA船に接近して来ることに気付いたものの、いずれ航行中のB船がA船を避けるものと思い、漂泊を続けていたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、下津井瀬戸を北西進中、船長Bが、A船に気付いていたも</p>

	<p>の、左舷側で余裕を持って避けられると思い、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、下津井瀬戸において、A船が漂流して釣り中、B船が北西進中、船長Aが、航行中のB船がA船を避けるものと思い、漂流を続けており、また、船長Bが、A船に気付いていたものの、左舷側で余裕を持って避けられると思い、船首死角を補う見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に船首死角を生ずる場合、船首死角を補う見張りを行うこと。 ・漂流中に他船が接近して来ることに気付いたときは、安全に通過するまで動静を監視すること。